

市民参加実施予定シート

予 定
平成27年4月1日時点

担当課(経營業務課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	水道料金の見直しについて	市が考える市民等への影響	<メリット> ・市民に対して一部の料金の値下げを行うものであるため、値下げの対象となる利用者等に対して水道料金負担の軽減ができる。 <デメリット> ・水道料金体系の一部の見直しであるため、今後、全面的な料金体系の見直しをしなければならない。このため、負担の公平の立場に立って、必要な料金を計算し、一部の利用者等に関しては料金の値上げも考えられる。
名称	水道料金改定事業		
概要	本市の水道料金について大口水道利用者に対する通増度の緩和のため、料金の値下げを行うもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について(予定)

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項			
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	H25年9月25日、平成26年5月8日、9月26日、11月20日、12月9日	使用者等の代表、学識経験者	流山市水道事業運営審議会	(1) 目的 審議会：審議会の意見としての建議書の提出を得る 意見交換会：料金改定を行うことの周知及び質疑応答 (2) 理由 水道料金の改定について概要を把握していただくため、水道利用者等に対して意見交換会を開催する必要がある。また、水道事業運営審議会から水道料金の改定についての意見を聞き、水道利用者等の代表及び学識経験者からの意見を反映するための今後の貴重な意見を取り入れる必要がある。	
	<input type="checkbox"/> パブリックコメント手続					
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会	H26年12月13日	水道利用者等			
	<input type="checkbox"/> 公聴会					
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度					
	<input type="checkbox"/> その他					

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成25年度		平成26年度												平成27年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
	平成25年度第2回水道事業運営審議会		平成26年度第1回水道事業運営審議会					平成26年度第2回水道事業運営審議会		平成26年度第3回水道事業運営審議会			平成26年度第4回水道事業運営審議会		
												意見交換会			

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由